

資料1

事務局説明資料

(金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等のあり方)

令和3年5月25日
金融庁

目次

| | |
|--|---|
| I. 第8回会合(令和3年4月15日)における委員の主なコメント | 1 |
| II. 国内金融機関における実務の概要 | |
| 1. 国内金融機関における顧客情報管理の概要 | 3 |
| 2. 国内金融機関における利益相反管理の概要 | 5 |
| 3. 国内銀行グループにおける優越的地位の濫用防止の概要 | 6 |
| III. ご議論いただきたい事項 | 8 |

I . 第8回会合(令和3年4月15日)における委員の主なコメント

I. 第8回会合(令和3年4月15日)における委員の主なコメント

◆今後の方向性

- 金融機関の国際競争力強化や顧客の利便性向上の観点から、**弊害防止措置を講じることを前提に、国内法人顧客に関する情報授受規制については、手続を緩和する方向でよいのではない**か。
- 情報授受規制や弊害防止措置の検討にあたっては、個人と法人の単純な二分法ではなく、**法人について、大企業と中小企業に分けて検討すべきではない**か。
- **ホームベースルール**について、予防的規制のさらなる予防規制に位置づけられることから、**見直しの余地があるのではない**か。

◆事業法人の意見

- **事業法人の多くは、自社の情報について自社で管理したい**と考えており、規制の検討において**尊重すべき**。

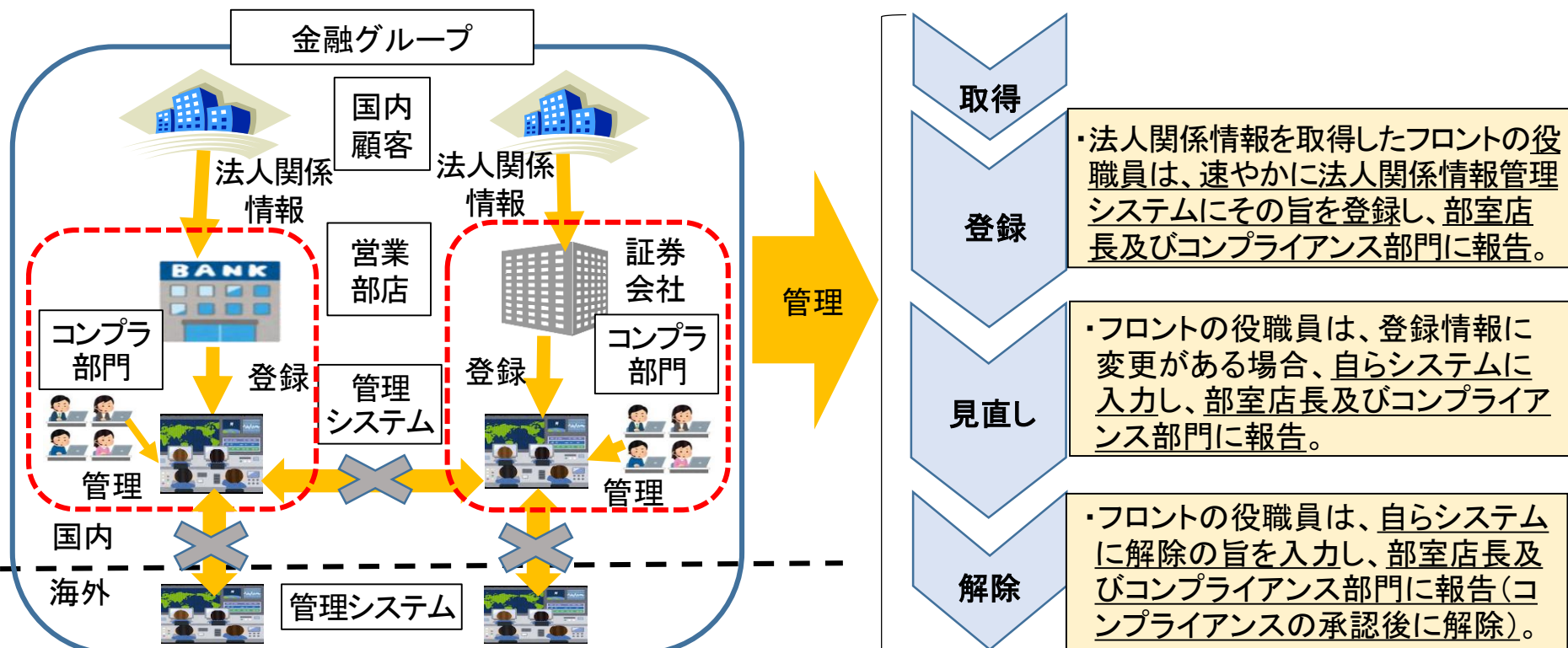
◆弊害防止

- 弊害防止措置について、**エンフォースメントの強化についても、海外との比較等を踏まえて議論する必要があるのではない**か。
- 顧客情報管理について、不公正取引防止の観点から、現行の情報授受規制を見直す場合、**証券会社に対する規制と同等の規制を銀行にも課す必要があるのではない**か。

Ⅱ. 国内金融機関における実務の概要

Ⅱ-1. 国内金融機関における顧客情報管理の概要①(管理の仕組み)

- 銀行・証券会社^(注1)ともに、法人関係情報を入手した役職員は、管理システムに速やかに登録を行い、部室店長及びコンプライアンス部門に速やかに報告。登録後の追加情報や解除について、役職員が随時システムに入力し報告。
- 法人関係情報は、同部門が解除に至るまで、エンティティごとに独立したシステムで管理。国内拠点の法人関係情報と海外拠点のMNPI^(注2)は、別のシステムで管理されることが通例^(注3)。なお、同部門以外の役職員による当該システムへのアクセスは、自身が関与する案件に関する情報に限定^(注4)。
- 役職員が株式の自己取引を行う場合、当該システムの登録情報に基づき、多くの金融機関では、部室店長の承認を得る必要^(注5)。



(注1)本資料は、三菱UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行・野村證券・大和証券に対するヒアリングを基に作成。銀行・証券会社一般を指す場合以外は、左記の5社について記載。また、グループ会社に関する記載以外は、「銀行」は銀行エンティティのことを、「証券会社」は証券エンティティのことを指す。

(注2)Material Non-Public Information の略。日本における法人関係情報を包含する概念である。

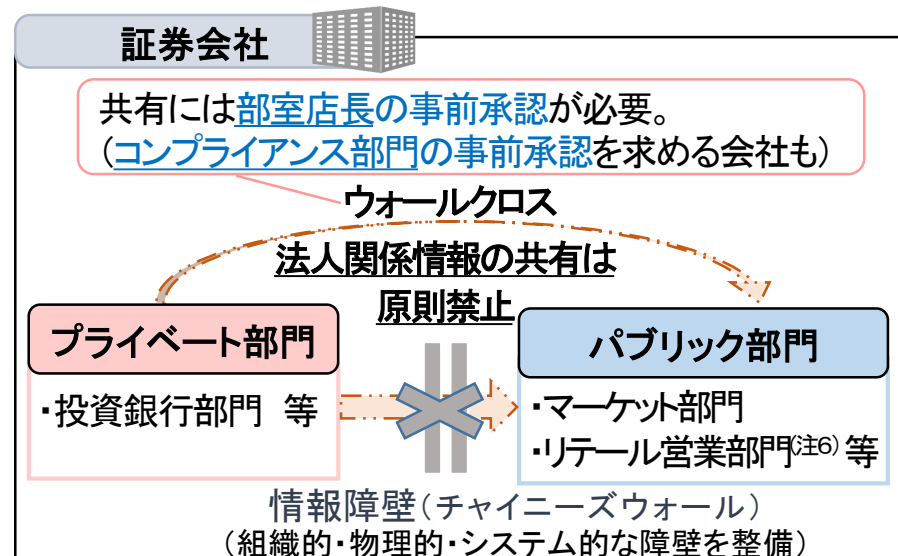
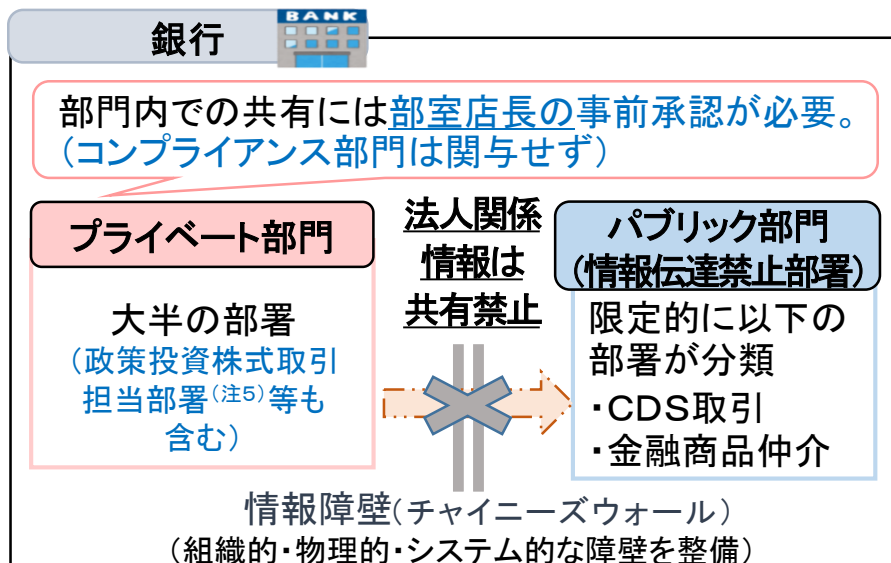
(注3)一部の証券会社では、コンプライアンス部門が日本拠点の法人関係情報管理システムの情報と海外のMNPI管理システムの情報の連携を図っている。

(注4)コンプライアンス部門の法人関係情報管理担当者は、「Above the wall」に分類され、システム内の全情報にアクセス可能。

(注5)職員の所属等により、部室店長が承認する場合とコンプライアンス部門が承認する場合がある。多くの金融機関では、必要に応じ、コンプライアンス部門に相談を実施【P】。

Ⅱ-1. 国内金融機関における顧客情報管理の概要②(情報共有のあり方)

- 銀行及び証券会社に対し、法令等で、法人関係情報に係る管理体制の整備を義務付け^(注1)。また、証券会社に対し、法令で、法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等を禁止。
- 法人関係情報の管理について、銀行では特定の部署への共有を禁止し、それ以外の部署をプライベート部門に分類。証券会社では、プライベート部門からパブリック部門(銀行の伝達禁止部署より広範囲のマーケット部門等)への共有を原則禁止し、共有時にウォールクロスの手続が必要。
- プライベート部門内を含め、法人関係情報の共有には、銀行・証券会社ともに“Need to know”原則^(注2)が適用され、多くの金融機関では部室店長が共有の可否を判断^(注3)。
- 法人関係情報以外の顧客情報についても、“Need to know”原則に基づき管理(“Need to know”の内容については要精査)。職務上の必要性に基づき、部門内・部門間での共有の可否を判断^(注4)。



(注1) 証券会社については日証協の自主規制規則で、銀行については全銀協のガイドラインで、それぞれ管理体制の内容を規定。

(注2) 顧客情報に関し、必要性のない役職員への共有・利用・アクセスを禁止するもの。

(注3) 多くの金融機関においては、法人関係情報を入手した当該案件の遂行のために必要な場合に加え、例えば自社の利益を損なう恐れがある場合(機密保持契約により特定の案件等のみ利用を限定した形ではなく法人関係情報を入手した際に、例えば倒産情報等を与信所管部に情報伝達する場合)にも、法人関係情報の共有が認められるとしている。

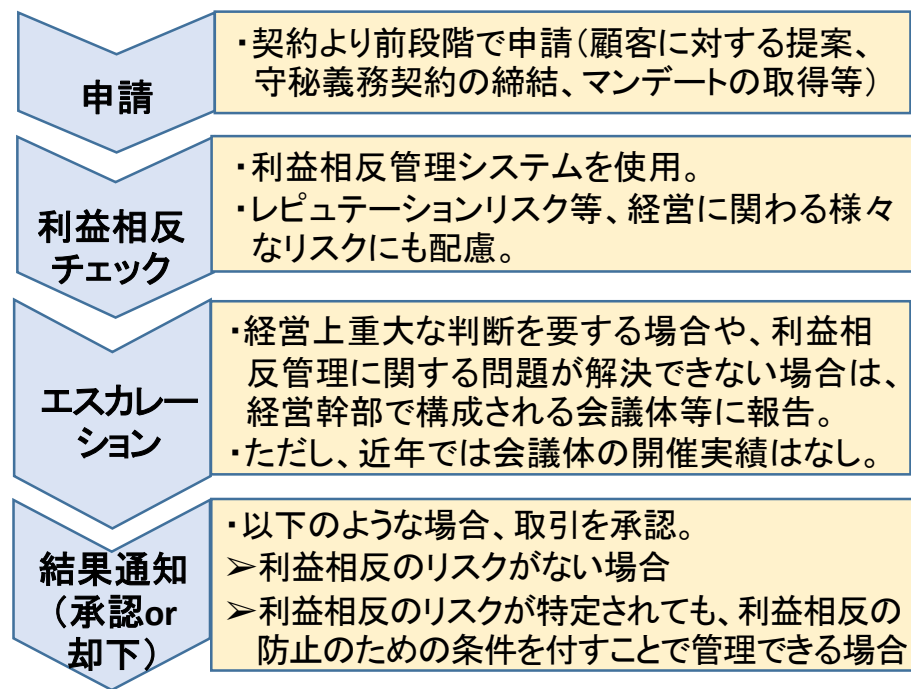
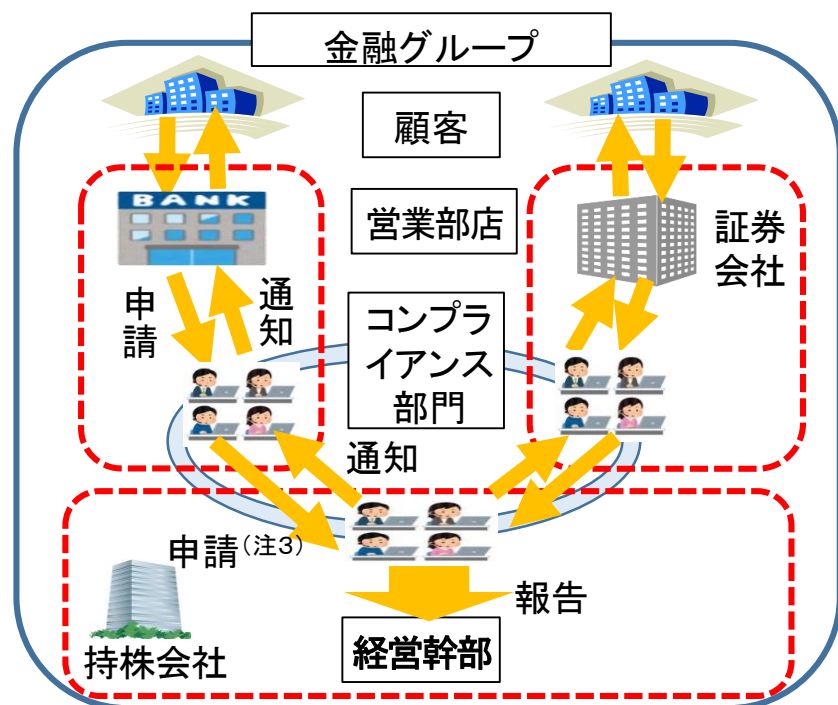
(注4) 法人関係情報以外の顧客情報に対するNeed to know原則の適用について、職務上の必要性には、情報を入手した当該案件の遂行のためのほか、(依頼を受けていない)サービスを顧客に提案する目的も含まれる。

(注5) 政策投資株式取引担当部署は取引時、社内に法人関係情報がないことを確認し取引を実施(政策投資先について法人関係情報を入手した場合はコンプライアンス部門に報告のうえ取引を停止)。

(注6) リテール営業部門のうち、一部の部署(上場株式を扱う部署等)については、プライベート部門に分類。

II-2. 国内金融機関における利益相反管理の概要

- 銀行・証券会社ともに、M&A案件等の情報は、案件遂行前に、役職員の申請により、グローバルベースで一元的に利益相反を管理するシステムに登録。コンプライアンス部門は、登録情報をもとに利益相反チェックを実施し、承認通知の後、案件担当者は案件を遂行^(注1)。ただし、商品・サービスの性質等によりコンプライアンス部門と営業部門とが共同で策定したルールに則って営業部門が取引を行う金融機関も存在^(注2)。
- 必要に応じ、経営幹部が参加する会議体にエスカレーションを行う規程がある。一方、利益相反管理のプラクティスが社内で蓄積され、担当部門内での判断が可能となったこと等を理由として、直近では当該会議体まで報告した実例はない。なお、一部会社では、コンプライアンス担当責任者(CCO)まで報告しているケースもある。



(注1) 金融機関によっては、利益相反チェックが履行されていることを確認するため、案件遂行の稟議書に利益相反チェックの結果を添付するよう義務付け。また、多くの金融機関では、チェック時に付された条件の履行確認については、取引承認前ではなく、事後のモニタリングで実施。

(注2) 金融機関によっては、シンジケートローン等、類型上、利益相反関係が比較的明確であり、判断基準が定型化されている取引類型について、本部の業務所管部が制定するルールに基づき、同部が利益相反の管理を実施。ただし、その場合も、コンプライアンス部門は利益相反管理が適切に行われているかのモニタリングを実施。

(注3) 一部の銀行では、案件の性質により、システムには情報を登録するものの、持株会社の判断ではなく、業態エンティティ内での判断や関係エンティティ(持株会社のコンプライアンス部門を兼職)間の協議により対応策を決定。

Ⅱ-3. 国内銀行グループにおける優越的地位の濫用防止の概要

- 事前策として、社内ルールにおいて、法令上の禁止行為と誤認されるおそれのある行為も含めて禁止し、マニュアルで当該ルールの遵守を確保するための手続を規定。また、社内ルールやマニュアルの内容に関し、役職員への研修を実施。
- 事後策として、リスク管理部門が社内モニタリングにより適切性をチェックし、そのモニタリングの適切性についてコンプライアンス部門が検証。
- 具体的には、銀行が融資先企業に、系列証券会社との取引の開始等に言及するような事例においては、低格付先に対する銀証連携の制限や、銀証連携の記録の義務付けにより管理。
- 上記のような体制が整備されているが、不適切な事例は確認されている(事後的に内部で対処)。

事前策

①ルールの整備

- ・法令上の禁止行為(例:抱き合わせ販売)
- ・法令上の禁止行為と誤認されるおそれのある行為の禁止(例:銀証連携した営業における過剰な帯同訪問)

※ルールに違反した場合、業績評価の減点や懲戒処分の対象。

②マニュアルの整備

- ・低格付先への銀証連携の制限
- ・銀証連携の際の記録作成 等

③役職員に対する研修

事後策

①個別案件のモニタリング^(注1)

(リスクベースで案件を抽出。

具体的には、低格付先を相手とする案件や大口案件等を対象に、担当者のメールや面談記録も含め、調査を実施^(注2)。)

②銀証連携記録等のモニタリング

※①・②のモニタリングは第1線のリスク管理部門が実施。第2線のコンプライアンス部門は、第1線のモニタリング結果を検証し、必要があれば指導等を実施。

③顧客へのアンケート・相談窓口の設置

(注1) 役員に対しても、一般の職員と同様にモニタリングの対象となる。

(注2) 一部の金融機関では、通話記録も含めて調査を実施している。

Ⅲ. ご議論いただきたい事項

Ⅲ－(1) ご議論いただきたい事項①

銀証ファイアーウォール規制については、2008年の大幅な見直し以降10年以上が経過し、金融を取り巻く環境も大きく変化している。

こうした中、我が国資本市場の一層の機能発揮を促す観点、さらには国際金融センターとしての市場の魅力を向上し、より高度の金融サービスを提供する観点から、ファイアーウォール規制について、制度の基本に立ち返った見直しが求められている。

この見直しに当たっては、これまでファイアーウォール規制により実現を目指していた①顧客情報の適切な保護、②利益相反管理、③優越的地位の濫用の防止を実効的に確保していくことが重要である。

この点、欧米の金融機関の投資銀行業務等における情報管理に関する規律をみると、「情報授受規制」がない中で、行為規制・市場規制・顧客の最善の利益を図るという金融機関の行為規範により、不公正取引の防止及び利益相反管理を徹底している。日本においても、同様の方法で管理を行うことにより、必ずしも入口における情報授受規制を設けておく必要はないのではないかとこの考え方もあり得る。

他方、日本の金融機関はこれまでファイアーウォール規制を前提にした情報管理・利益相反管理等を行ってきており、仮にファイアーウォール規制がない欧米と同様の情報管理制度を導入する場合、(将来的な導入はともかく)現実的に日本の金融機関内・金融機関と事業法人間の実務に馴染むのかといった課題もあり得る。

この点、国内の事業法人からは、国内の銀行における構造上の優越的な立場に起因する弊害、金融グループ内での情報共有・利用のあり方への懸念、情報管理について契約実務での規律への移行には事業法人の負担増大や金融機関との交渉力への懸念等が指摘され、情報授受規制の見直しにおいて一定の措置(オプトアウトの維持)を求める強い主張がある。

このような中で、事業会社が情報共有を拒否できる権利を一定程度維持しつつ、極力ファイアーウォール規制を緩和することについて、どのように考えるか。

Ⅲ－(2) ご議論いただきたい事項②

ファイアーウォール規制の見直しについて、

- 仮にファイアーウォール規制を見直す場合、対象となる事業法人等の範囲について、どう考えるか。
- 仮に法人顧客におけるオプトアウト制度を維持する場合、その手続について、電磁的方法の利用も含め、どのような見直しを行うことが考えられるか。
- 情報授受規制以外の規制について、どのような見直しが考えられるか。また、その際に、弊害を防止する観点から、どのような方策が考えられるか。

ファイアーウォール規制の見直しに伴う弊害の防止について、

- 顧客情報管理及び利益相反管理に関し、欧米と日本の金融機関の制度及び実務の比較を踏まえ、実効的な確保を図る観点から、体制整備・行為規制などの措置や業務の実務面の措置などについて、どのような方策が考えられるか。その際、方策を措置する手段(法令又はそれ以外)について、どのように考えられるか。
- 顧客情報管理に関し、不公正取引の防止の観点から、商業銀行業務・投資銀行業務の両方を行う者に対し、銀行法令のみならず、証券会社に対する規制と同等の規制を課すことについて、どう考えるか。
- 優越的地位の濫用防止に関し、事業法人の意見や国内金融機関の実務を踏まえ、実効的な確保を図る観点から、当局によるモニタリングの強化に向けた対応としてどのような方策が考えられるか。